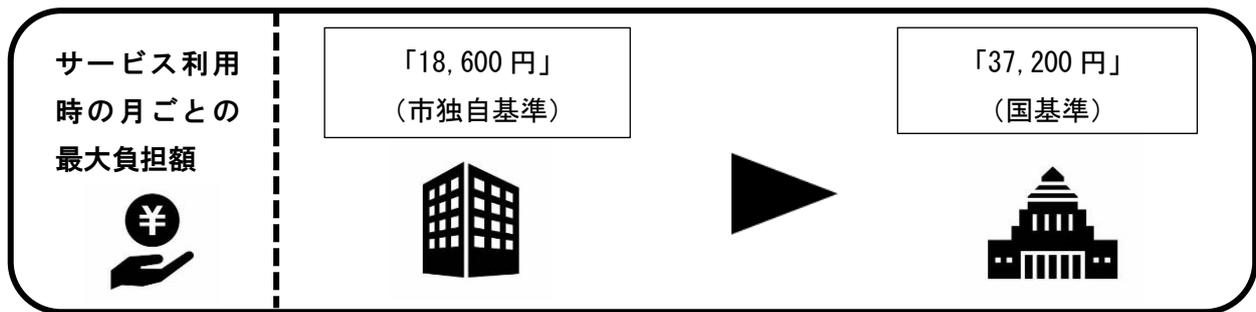


令和7年1月より 福祉サービス負担額が変わります

障害者総合支援法に基づく福祉サービスにつきましては、令和7年1月より、一部の助成制度を廃止します（市独自基準から国基準への変更）。



※国基準への変更に伴い、還付金制度も廃止となります

※非課税世帯の方につきましては負担額の変更がありません

上記に伴い、地域生活支援事業や介護給付費等の負担額も変更になります。

令和7年1月1日～

① 地域生活支援事業の利用者負担額が変更となります

移動支援事業・日中一時支援事業・重度障がい者等就労支援特別事業・重度訪問介護
利用対象者大学修学支援事業

| 世帯の収入状況 | (旧) 令和6年12月末まで | (新) 令和7年1月から |
|----------------------|--|-----------------------------|
| 生活保護受給世帯 市民税非課税世帯 | 0円 | 変更なし |
| 市民税課税世帯 | 半期に一度、他の障がい福祉サービス等の利用者負担額と合算して、18,600円を超える額を還付 | 1月当たり一事業所につき最大18,600円まで負担…① |

②半年に一度、障がい福祉サービス全体での利用者負担額を合算した還付（総合上限の還付）がなくなります

介護給付費等、補装具費、地域生活支援事業、一時ケアセンターの緊急時使用料

| 世帯の収入状況 | (旧) 令和6年12月末まで | (新) 令和7年1月から |
|-------------------------------|--|--------------|
| 総合上限還付の終了 (令和7年1月サービス利用分～) | 半期に一度、他の障がい福祉サービス等の利用者負担額と合算して、18,600円を超える額を還付 | 還付なし…② |

(注) 日常生活用具については、2品目以上の決定でも利用者負担上限月額18,600円に変更はありません。世帯の収入も18歳以上の場合は、「障がい者本人のみの所得」で算定します。ただし、他の障がい福祉サービスと合算した際の還付はなくなります。

【問い合わせ先】

介護給付費等助成事業・地域生活支援事業について

浦安市福祉部障がい事業課障がい事業係 電話 047-712-6397 (直通) F A X 047-355-1294
メール shougaijigyoku@city.urayasu.lg.jp

日常生活用具 補装具費について

浦安市福祉部障がい福祉課支援係 電話 047-712-6393 (直通) F A X 047-355-1294
メール syougaiifukushi@city.urayasu.lg.jp